

## 【 特殊定期健康診断 】

### ■ 鉛健康診断(鉛中毒予防規則第 53 条)

法令で定められた鉛業務に従事する労働者に対しては、雇い入れの際、当該業務への配置替えの際及びその 6 月以内ごとに 1 回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。（はんだ付け等一部業務は一年以内ごと）

#### 必ず実施すべき検査項目

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
  - 血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の既往の検査結果の調査
- (3) 自覚症状または他覚症状と通常認められる症状（下欄 1～10 の症状）の有無の検査
- (4) 血液中の鉛の量の検査
- (5) 尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

#### 医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- (6) 作業条件の調査
- (7) 貧血検査
- (8) 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- (9) 神経内科学的検査

- 記録保存：5 年（様式第 2 号）
- 報告義務：有（様式第 3 号）

※ (4)(5)の検査については、6 月以内ごとに 1 回の検査で、前回当該検査を受けたものについては、医師の判断で省略することができます。省略する際には、別途省略用件（平成元年 8 月 22 日基発第 463 号）により判断することになります。

自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状
2. 四肢の伸筋麻痺または知覚異常などの末梢神経症状
3. 関節痛 4. 筋肉痛 5. 蒼白 6. 易疲労感 7. 倦怠感 8. 睡眠障害 9. 焦燥感
10. その他